

## 道路工事施行承認申請について

1. 道路法第 24 条に関する工事を行うときは、事前に建設課 地域整備係と協議を行い、許可を受けてから実施すること。
2. 提出部数は、2 部とする。
3. 記載要領について、下記による。
  - ① 申請人が法人の場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名・連絡先を記載すること。
  - ② 「施工目的」の欄については、工事を行う目的を明確に記載すること。
  - ③ 「場所」の欄には、地番まで記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
  - ④ 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
  - ⑤ 「工事期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載すること。
  - ⑥ 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
  - ⑦ 「添付書類」の欄には、添付する書類を○で囲み、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）に記載すること。
  - ⑧ 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを赤色で（ ）書きすること。
  - ⑨ 「備考」の欄には、必要に応じて現地の状況、協議の時期・概略等を記載すること。
4. 添付書類は下記を基本とし、その他必要な書類を添付すること。

|   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 新設及び数量変更の場合</li><li>① 位置図・現況写真</li><li>② 現況図・計画図・構造図</li><li>③ 交通規制図</li><li>④ 工事仕様書・公図(写し)・求積表・誓約書</li><li>⑤ 同意書</li><li>⑥ その他指示する書類</li></ol> | <ol style="list-style-type: none"><li>(2) 工期変更等の場合</li><li>① 位置図</li><li>② 前回許可書の写し</li><li>③ その他指示する書類</li></ol> |
|---|---|
5. 構造等詳細については、建設課 地域整備係であらかじめ協議すること。
6. 許可を受けてから工事着手 3 日前までに着手届を提出し、完了時には、完了届を必ず提出すること。